

令和4年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和4年12月7日（水曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第54号議案 幸田町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

第55号議案 幸田町情報公開条例の一部改正について

第56号議案 幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例の全部改正について

第57号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

第58号議案 幸田南部まちづくり交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

第59号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について

第60号議案 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例の廃止について

第61号議案 指定管理者の指定について（幸田町障害者地域活動支援センター）

第62号議案 土地の取得について（幸田町高齢者生きがいセンター移転用地）

第64号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第5号）

第65号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

第66号議案 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 育 君 2番 石 原 昇 君 3番 都 築 幸 夫 君

4番 鈴 木 久 夫 君 5番 伊 澤 伸 一 君 6番 黒 木 一 君

7番 廣 野 房 男 君 8番 丸 山 千 代 子 君 9番 稲 吉 照 夫 君

10番 杉 浦 あ き ら 君 12番 水 野 千 代 子 君 13番 笹 野 康 男 君

14番 岩 本 知 帆 君 15番 藤 江 徹 君 16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦 君 副 町 長 大竹 広 行 君

教 育 長 池田 和 博 君 企 画 部 長 成瀬 千恵子 君

参事（開発担当） 上原 智 史 君 総 務 部 長 志賀 光 浩 君

参事（税務担当） 山本 智 弘 君 住 民 こども 部 長 牧野 宏 幸 君

健康福祉部長 林 保克君 参事(感染症対策担当) 金澤一徳君
環境経済部長 鳥居栄一君 事業調整監兼建設部長 羽根渕 闘志君
上下水道部長 石川正樹君 消防長 小山哲夫君
教育部長 吉本智明君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 大須賀龍二君

○議長(足立初雄君) 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(足立初雄君) ここで総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

[総務部長 志賀光浩君 登壇]

○総務部長(志賀光浩君) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

[総務部長 志賀光浩君 降壇]

○議長(足立初雄君) 本日、説明のため、出席を求めた者は理事者は15名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(足立初雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、5番 伊澤伸一君、6番 黒木一君の御両名を指名します。

日程第2

○議長(足立初雄君) 日程第2、第54号議案から第62号議案までの9件及び第64号議案から第66号議案までの3件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第54号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山千代子君。

○8番（丸山千代子君） 幸田町個人情報の保護に関する議案でございますが、この議案の中で第3条第2項、これにつきまして本人以外の第三者についても対象となるのかどうか、確認の意味でお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 幸田町個人情報の保護に関する法律の施行条例の制定についてということで、この第3条第2項につきましてですけれども、この3条は開示請求に係る手数料等を定めているものでございますけれども、この個人情報の開示請求につきましてですが、本人に限っております。ただし、個人情報保護法第76条第2項のものということで、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人に限っては、本人以外も請求することとなっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 本人ということで規定をされているということであります。この条例に関しては、3つのものが一緒になってということであります、これは国から示された準則に基づいての内容になっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。個々に幸田町独自のものとして、この条例が規定をされてきたのかどうなのか、お尋ねするものでありますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回、幸田町のほうで制定案を出させていただきました条例につきましてですけれども、国のほうの個人情報保護法の見直しに伴いまして、今回、この内容が非常に専門的になる内容でございますので、幸田町のほうでも専門の業者さんにも指導を受けまして、これまでの幸田町の条例と何ら内容について精度が劣るものではないということを、これまで関係部局のほうと連携をいたしまして、この案を出させていただいたという経過でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今までの幸田町の個人情報保護と内容が同じようなものということであります、そこでお聞きをするわけですけれども、今回、国から示されたものにつきまして、匿名加工情報ということであるわけでございます。先ほども言わされましたように、この条例におきましては本人ということであります、本人以外の者も本人に成り代わって請求することができるということであります。そうしたときに、この匿名加工情報がきちんと第三者に提供しないようにというようなことを、規定すべきではなかろうかなというふうに思うわけであります。

附則の中で、これはその点につきましては取扱いに注意をするようなことが書かれてあるわけですけれども、その辺は附則の第3条の中に書いてあるわけですけれども、その辺をきちんと定めるべきではなかろうかなというふうに思うんですが、この匿名加工情報というのが、幾ら加工してあっても、元の内容を復元できないことはないと思うんですね。そうしたときに、やはりそうした第三者に本人の個人情報を漏らしてはならな

いということを、きちっと明確にすべきじゃないかなと思うんですが、その辺のところはそのようになっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 議員おっしゃられます行政機関等匿名加工情報につきましてですけれども、こちらのほうはこの行政機関等、幸田町が保有する個人情報を、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ当該個人情報を復元できないようにした情報のことを、この行政機関等匿名加工情報というふうに定められているわけでございますけれども、この個人情報保護法の附則の規定の趣旨に鑑み、当面の間、本町では匿名加工情報ですが、こちらのほうの導入をしないこととしております。これは、法の附則の第7条の規定によりまして、この行政機関等匿名加工情報の制度の導入に関する経過措置といたしまして、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体は、当分の間、選択制とすることができますというふうになっておりまして、行政機関等匿名加工情報に関する事例の蓄積が乏しいこと、また十分な知見を持った人材がいないことなどを理由に選択制となっております。これらのことから、幸田町、今回ですけれども、選択制となっておりますので、幸田町は導入をしないことと、今現在はそのようにいたしました。ただし、都道府県または政令指定都市におきましては、この利用に関しまして、民間事業者からの提案、受付から申請、提供までを行う制度を実施するということが義務づけをされております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 幸田町におきましては、当分の間、この匿名加工情報は行わないということですが、そうしますと、この匿名加工情報を行わないで開示をしていくということなんでしょうか。その辺がちょっとよく分からなかったわけでありますが、もう少し分かりやすく説明をいただきたいということあります。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回、この法の改正につきましてですけれども、匿名加工情報を行うことで、例えばですけれども、ポイントカード、そういったものの利用状況ですとか交通の乗降の履歴等、そういう大きなデータを活用することによって、新たなサービスですかイノベーションを生み出す、そういったものを目指していくということが目的の1つにございますけれど、幸田町ではこういった、いわゆるオープンデータといいますか、そういうものを当面の間、幸田町の中からそういう情報を出すということはしないということを選択させていただきました。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 匿名加工情報の提供というのを当分の間はしないということですけれども、データの蓄積等がきちっとなってきておれば、こうしたことも可能ということで、その期間というのはどれぐらいのめどというのを考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

それと、やはりこの匿名加工情報というのが、やはり復元ができないというふうに言われておりますけれども、しかしながら、今の科学技術の発達から見ると、この匿名加工情報というのは復元できる可能性もあるのではなかろうかと言われているわけであり

ますので、その辺のところをきちっと情報の流出、個人情報の流出ができないようにしていくということが必要ではなかろうかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうかということあります。

次に、この条例を制定するに当たってパブリックコメントを行われているわけありますけれども、このパブリックコメントに寄せられた意見、内容等がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 匿名加工情報につきましてですけれども、そういった復元できないようにというふうにしてまいるわけでございますけれども、今回はそういったこれまで蓄積、そういったものがございませんので、そういったことを実施するということをしないということを選択したわけでございます。

今回、法の高い水準での個人情報を管理していくという、この国のはうの方針に基づきまして、その安全性とか、そういう確保という面については、国のはうで個人情報保護委員会という監督官庁を置きまして、厳格なマニュアルに基づき、日本全国の自治体が対応するということになっております。また、この法に関連をいたしまして、制定改正されました関連法におきまして、ハード面の全国統一措置をつかさどるデジタル庁を置き、高度な業務システム等の構築を促すという形にはなっております。ただ、こういった国のはうの整備がされてきておりますが、この個人情報というのは漏えいがあつてはならないことだというふうに思っておりますので、これまで幸田町の条例の趣旨、またそれが担ってきた役割も引き続き十分それを踏まえつつ、法の規定に基づき、これまで同様に幸田町における個人情報の適切な取扱いと、また特に個人情報の、先ほど申し上げました漏えい等については、より一層その防止に細心の注意を図っていかなければならぬというふうに考えております。

次に、パブリックコメントについてでございますけれども、こちらのはうは令和4年10月21日から11月21日まで閲覧場所は町のホームページと企画部の企画政策課情報グループの窓口におきまして実施をいたしました。応募の御意見等はなかったわけでございますけれども、この期間中に幸田町のホームページへのアクセス件数は211件ございまして、同一閲覧者を除くと110件の方がこちらのはうを御覧になっていただけたというふうに把握をしております。

また、幸田町には御意見はございませんでしたけれども、他の自治体にはどういった御意見があったかということを参考までに申し上げますと、本人が知らない間に個人情報が流出をしないようにですとか、自己情報の開示請求について手数料を取る場合は、手数料の根拠を示してほしいとか、そういったことが御意見として寄せられているようございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 幸田町でのパブリックコメントへの御意見というのはなかったということありますけれども、しかしながらこうした個人情報、デジタル化によって個人情報が流出することのないよう、十分取扱いを注意されていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第55号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤伸一君。

○5番（伊澤伸一君） おはようございます。あらかじめ通告をさせていただきました。この第55号議案におきましては、基本的にまず正確にありのまま行政文書が保存されていると、そういうことが大前提で運用されていかなければ何の意味もないという観点から質問をさせていただきます。特に今回の改正内容がどうのこうのというよりも、どちらかというと扱いが正しく扱われないと、本来の目的が達成されないという趣旨で質問をしてまいります。

まず、幸田町における保存文書の状況がどうなっておるか、目録はきちんと整理をされているのか、それから電磁的文書がございますけれども、これはいつの時点で保存文書となっていくのか、それについて現行をお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、保存文書目録につきましては、幸田町文書取扱い規定第33条の規定によりまして作成をしておるところでございます。各課で整理作成をし、年度ごとに総務課が取りまとめの上、管理しております。

また、電磁的文書の関係でございますけども、用紙に出力をし決裁等をする、またはそのデータを共有フォルダに保存することにより、組織的に用いるものとした時点で保存文書となります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 国で大きな問題になった保存文書の関係の事件があります。森友学園問題、それから加計学園、桜を見る会、これらについていずれも共通しておるのが、桜を見る会などは保存期間が過ぎておるということで1年もたたずに、わざわざ削除をしたのは明らかなのに、ありませんと言い切ってしまう。それから、森友問題などでは、もう改ざんが行われていく、データはないと言つておったのが、赤城ファイルのような形で残されておつたら、後から認めていく。そういうような対応では、我々国民が本来知るべき権利がちゃんと保障されておるということにはならないと思うわけあります。

後日、私どもの場合、改ざんですとか、保存切れを理由に削除できないように扱われておるかどうかは、お尋ねをしたいと思います。とにかく先ほど言われた共有フォルダに1回落ちた文書については、一切加工ができない、そういうふうに扱われておるか、そこら辺についてお答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員御心配のことにつきましては、改ざん等の不適正な処理がなされないよう、幸田町文書取扱い規定により、総務課が文書の保存や廃棄等の事務を統括しており、また各課の長が、常にその間における文書事務が円滑かつ適正に処理されるよう努めておるところでございます。そしてまた、各課長の文書事務を補佐す

べく、各課において取扱い主任者1人、取扱い補助者若干人も置いておるところでございます。なお、文書の削除、いわゆる廃棄につきましては、各文書の保存年限が来れば廃棄をいたします。ちなみに保存年限は文書により永年、10年、5年、3年、1年としております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今までそういう全てを紙媒体で保存しておった時代は、やはり保管スペースが限られておりますので、短い期間で廃棄していかないとスペースがなくなる、そういう問題があつたかと思いますけども、今後については、デジタル化もどんどん進んできまして、文書についても省スペースで大量保存が可能になってきておると思います。そういう文書であれば、検索も容易になるというふうに思います。この保存期間を延長することによって、法の趣旨である原則公開の考えが、より生きてくると思うわけでありますけども、そういうことについてのお考えをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 本町におきましても、将来的には文書管理システム等の導入による文書のデジタル化は必要だと考えます。そうすることにより、物理的には議員御提言のとおり、文書の保存許容量の拡大、あるいは検索の容易化を図ることができるようになるかと思われます。しかしながら、それに伴い、実際に保存年限の延長等文書開示の枠組み自体を拡大していくかどうかにつきましては、そのときの社会情勢等を的確に見極め、時代の波に取り残されることがないよう留意の上、判断することになるかと思われます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 文書の全てをというふうに申し上げておるわけではないわけですが、1年の保存文書の中にも町長の決裁が行われた文書等が混在しておる、そういう可能性があるわけでございまして、その期間内文書について、文書の決裁のレベルに応じて、それだけを保存していくとか、そういう考え方を持っていただけたらなと思います。

私も現役の職員時代は、決裁が下りてから支払いに回すときに都合が悪いといって、決裁文書をこちよこちよと直して、支払いに困らないように、そんなような改ざんですね、やつたことがあります。基本的にはそういうことができないような仕組み、決裁が下りちゃってから後から気がつくことは幾らでもあると思いますが、そういうときには改めてもう一度決裁を取り直す、そのような仕組み等もつくって、不正が行われないよう正しく保存がされていくようにお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員の御提言については、十分私どもも理解するところでございます。御提言の趣旨に沿うような適正な事務を心がけたいと思います。

それから、文書の保存につきましては、その文書の中身、内容、重要度によりまして、まずは保存年限を何年にするかという的確な判断も併せてしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山千代子君。

○8番（丸山千代子君） 本来であれば、この第54号議案と第55号議案、逆だったら本当に質問がしやすかったなというふうに思うわけでありますけれども、そこでお聞きをしたいと思います。

今回の幸田町情報公開条例につきましては、第7条の2項の追加整備の内容が行われているわけであります。改めてこの内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 第7条の関係、行政機関等匿名加工情報の関係になるかと思います。本町におきます今回の条例制定、改正に伴います行政機関等匿名加工情報の取扱いにつきましては、先ほど企画部長のほうから答弁をさせていただいたとおりでございます。重複する部分もございますけれども、行政機関等匿名加工情報は、個人情報の保護に関する法律において、提供の仕組みが設けられており、私どもが所管をいたします情報公開制度により提供されることがないようにする必要がございます。また、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した内容等、または個人識別符号については、公にすると行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民、町民の信頼を害するおそれがあるため、匿名加工情報及びその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等、または個人識別符号等を不開示情報としてここに明文化しておることということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 情報公開で請求をすると黒塗り文書というのが今までたくさん出てきたわけでございます。そういう中におきまして、個人情報が第三者に渡らないようにということ、保護をするという観点から、黒塗りということで行われてきたわけでございますけれども、しかしながら、例えばこの匿名加工情報が今回デジタル化することによって、これが復元できるんではないかというようなことも言われているということが、1つはあるということですが、それは今回、幸田町は行わないよということで、不開示ということで確実にそのようにしていくということだったわけで理解をするわけでございます。

そこでお尋ねするわけでありますけれども、先ほどの伊澤議員の質問の中でもありました。この保存期間ですね、この保存期間がいろいろと年数があるということでありました。例えば、幸田町でこの情報公開制度に基づいて、1つの事例で挙げると、ハッピネス・ヒル・幸田の駐車場の件で、かなり年数を遡ってあって、そしてこれが訴訟問題に発展をしてきたということからすれば、この文書の保存年限、これが非常に問題になってくるわけでございますが、その辺のところはどのように1つの事例に基づいて年数をそれぞれの案件に基づいて定めていくのか、その辺のところはきちんとされるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 文書の保存年限の話については、先ほど伊澤議員のお尋ねの中で保存年限については具体的に報告させていただいたところでございますけれども、今回

の情報公開条例の改正に当たって、特段つながる部分ということではないような気もするんですけども、議員御心配のそういうような、後に問題となるような案件についての文書の保存ということについては、その段階で将来的なことを様々な想定をした上で、永年にしておくのか、10年でいいのかというような、その時点で判断をすることになるかと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今まで幸田町でいろんな問題になったときに、例えばメモ書きとか、そういうものも1つは、やっぱり1つの証拠書類となるわけですよ。ですので、その辺が今度はデジタル化によって、今まで証拠書類となってきたものがメモ書き等、そういうものがデジタル化によってどうなるのかということなんですねけれども、そういう点と、それから例えば相続とかに関わる部分で、土地の買収ですね、例えば収用法とかいろんな意味でなったときに、これがやはり何かのトラブルで今度は永年になるということだってあるわけですので、その辺のところを見極めが必要かというふうに思うんですが、その辺を今度デジタル化によってどう変わるのかお尋ねしたいと思います。

次に、開示の期限の見直しで、延長した理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） いろんな私ども業務の中で、いろんな文書を作成してまいります。今の時代の流れの中で、それがデジタル化が進んでいく中で、それがどうなるのかという御心配をいただいておるところでございますけども、基本的に私どもが扱います文書が、紙ベースでの管理であろうが、デジタルで磁気的な管理であろうが、それを保存しようとする年限については、その文書自体の内容によって、先ほど申し上げました年限で適正に管理をしていくということについては、変わらないというふうに認識しております。

もう1点、開示期限の見直しでございます。これにつきましては、個人情報の保護に関する法律におきまして、個人情報の保護における開示決定等の期限は、請求があった日から30日以内とされたことから、この法律の改正に合わせるべく、条例も改正をするものでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この開示請求の期限の見直しは、国の法律に基づいて、延長されたからやったよということですが、なぜ延長されたのか、国のほうでは、なぜこのようになったのかお尋ねしたいと思います。理由についてお尋ねします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 国のほうで、なぜ15日が30日に延長されたのかということまでは、すみません、把握はしておりません。少なくとも今回の、正直なところ、今回の改正については、私どもにとつても正直、渡りに船的な改正であります。我々が業務をしとる中で、今まで15日までに開示をするという決めがございました。それが諸事情によってできない場合には、30日の延長ができるという規定がございます。今まで業務に実際に携わっている中で、実際の開示に当たって、よく3割程度は期限の

延長をしておるような事例がございます。また、長期連休直前に開示請求がされるような場合は、直ちにその時点で15日は無理だということが分かりますので、直ちに延長の決定をしたりだとかいうような手続も取らなければならないということが、実際の事務をする中で度々ございました。とはいものの、準備さえ、今回15日の期限を30日に延ばすわけですけども、準備さえできれば30日まで待たずに開示決定期限前までに開示するという姿勢は持って業務に当たっていく予定でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この開示期限の見直しで延長したってことは、今まで延長した事例が3割程度あるよということで、現状に合わせた形の中で延ばしたということになるのかということあります。

それと同時に、この開示期限の延長によって、これが情報公開をする側にとっては、利用者にとっては、不利益になるのか、それとも逆の場合なのか、その点について開示請求した人にとっての影響というのはどのようになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほど答弁の中で、一番最初に答弁させていただきましたように、今回の条例改正の理由は、根本となる国の法律自体が改正されたから、それに合わせて改正をするというのが本来一番の目的でございます。ただ、結果的に本町においては、3割程度、期限の延長をして処理をしてきたような事例もあるということで、ある意味、ありがたい改正ということだということを正直に思いますし、国ほうにおいても、そのような事情もあったのかなということが推察されるというところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ですので、利用者にとって、延長した理由が利益になるのか不利益になるのか、その辺の影響はどうなのかということあります。きちんと情報が公開をされるという点で、実際、延長された場合はどうなるのかなということありますので、よろしくお願ひします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 大変失礼いたしました。利用者の観点でどうなのかというお尋ねでございます。今まで15日期限とされておったものが30日に延長されるということで、特に利用者にとってその改正によってメリットがあるかといったら、特にはないのかなというふうには思います。ただ、時間的に余裕ができたということで、より丁寧な対応ができるという点では、1つのメリットかなということは思います。

また、先ほども申しましたように、今まででも3割程度の方に延長のお願いをさせていただいておるわけですけども、情報公開、結構、常連の方が見えるわけですけども、その方からでも、特に延長したことについてお叱りを受けたというようなことも実際ございませんので、利用者の方からすれば早いほうがいいということは当然でありますし、私どもも30日になったから30日までにやればいいやなんていう、のんびりとした姿勢で仕事をするつもりはございませんけども、特に深刻な御迷惑をかけることもないのかなというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第56号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤伸一君。

○5番（伊澤伸一君） 私はこの条例についてまず心配するところは、これは町長が委員を任命されていくわけですが、これが果たして、当然、町民から開示請求者から開示内容について審査の申出が出たときに公平に扱っていただく、それが大前提であると思うわけであります。アメリカではトランプ前大統領が自分寄りの判事を任命して、最高裁の判断も変わっていく、そういうようなことが権力者によってなされていっておるわけであります。

そんなことはないとは思うわけですが、よりそういう点で公平性な機関であるという担保をするために、多くの委員の選任に議会の関与がされております。固定資産評価審査会などもそうですが、そのように、これは法の定めがなくても、町独自に委員の選任に議案の同意が要るとか、そういうふうな定めをするお考えがないか、まずお尋ねをいたします。ほかの自治体もそういう規定を持っておる、そういうところはあるかないかお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 現行の幸田町情報公開・個人情報保護審査会及び類似の機関でございます幸田町行政不服審査会の委員については、その選任に当たって議会の同意を必要としておらず、今回の条例改正により、新たに設置することとなります幸田町情報公開・個人情報保護審査会におきましても、これらと同様の扱いとするものであります。

議会の関与がなくてもよいのかという御指摘でございます。設置根拠となる行政不服審査法第81条第4項では、同法の定めるもののほか、設置及び運営については条例で定めることとされており、委員の任期に当たっては、同法に特段の定めがないことから、法律上の問題はございません。これにつきましては議員も御理解いただいておるとおりかと思います。

また、他自治体もどうかというお尋ねでございますけれども、少なくとも西三河9市をはじめとした近隣市町におきましては、積極的に議会の同意を要件とする例は見受けられません。

それから、法の規定がなくても議会の選任同意を規定して、議員御心配、世間で心配されるような事例が生じないようなふうにしてはどうかという御提言をいただきました。本町におきましては、他の委員につきましても、法に規定がない場合には議会の選任同意を得るような運用をしておらず、またタイムリーで機動性のある審査会の運営を目指すという積極的な意味におきましても、あえて条例に議会の同意を要件とする規定を設けることは考えておりません。とはいって、議員御心配いただいておりますように、審査会は公正中立な調査、審議を行う機関であるため、委員も公正な判断ができる人を選任するよう心がけてまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今、総務部長が言われるように、公正中立な立場でなければ、開示

請求をした方の権利が守らないというふうに思いますので、議会同意等を定める必要はないとしても、人選についてはぜひそういうふうなスタンスに立っていただける方、そういう方を任命していただくようにお願いをいたします。

それで、あとこれは5人以内だったと思いますが、これは全員2年の任期で総替えをされるのかどうなのか、そこら辺についてまず1点お伺いをしたいのと、それから町長が解職することができるというのが第4条の5項で定められておるわけでありますが、ここで言われる正当な理由とはどのようなことが想定されるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君）　総務部長。

○総務部長（志賀光浩君）　まず、審査会の委員の選任に当たっては、公正中立な人をという御指摘いただきました。現状の情報公開・個人情報保護審査会の委員につきましては、今でも5人ということでございますけども、その5人の内訳といたしましては、弁護士さんが2人、それから大学の法学部の教授が1人、それから元高校の教員で以前に行政不服審査委員をやっておっていただいた方、それから小中学校の教員であって、行政不服審査会委員も兼ねておっていただける方、その方が5人ということでございます。ちなみにこの5人につきましては、条例改正後もこの条例の施行の日に改正後の委員会の委員として委嘱されたものとみなすということで取扱いをしてまいります。

それから、2年ごとに総替えかという、半分ずつ替えるかというこの改正についてでございますけれども、先ほど申しましたように、現行の審査会の委員、全5人の任期は同一であり、2年ごとに選任しております。新たな審査会委員につきましても、これと同様に運営をすることを予定をしております。審査会の特性上、法律の専門家や行政に精通した者が就くことが好ましい上、その適任者を探すことは容易ではないこと等から、一度に総入替えになってしまわないようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、町長が解職する際の手続ということでございますけども、町長が委員の解職をする際の手続といたしましては、まずは当該委員に聴聞、いわゆる事情聴取をした上で、それでもなお解職をする必要があると思われる場合に、その理由を明示した上で解職をしていくということになるかと思います。これは行政手続法においてもそう位置づけをされておるところでございます。

また、ここで言う想定される正当な理由とはということでございます。委員の解職について、その理由を問わず辞任を認めたり、町長に広く解職の裁量権を認めてしまうということになりますと、審査会の運営、ひいては審査請求の運営に当たり多大な影響が生じることになるため、その範囲を制限していることが趣旨としてございます。具体的には地方公務員法第16条の欠格条項に当たるもの、あるいは前2号以外の事由により審査会に出席できない状況が長期間続く場合など、特異な場合を想定をしております。

○議長（足立初雄君）　5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君）　分かりました。適正に進めていっていただきたいと思います。

それから、第7条で事務局について定めがあるわけでありますけども、これはどこの部の所管になるのか。また、事務局体制がどういうふうになっていくのかについて、局

長が専任なのか、あるいは兼任か、それからそういう職位がどういう職位になるのか、そこら辺についてもお考えをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 事務局につきましては、総務部総務課に置くことといたします。

また、事務局長につきましては、総務課長を兼務にて充てる予定でございます。これらのことにつきましては、規則で定めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第56号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第57号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤伸一君。

○5番（伊澤伸一君） 今回提案されている条例関係におきまして、この条例の施行日を1月1日としているのは本条例のみであります。これ、まず1月1日にされたその理由をお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回、1月1日という施行日にさせていただきました。施行日を定めるに当たっては、基本的に公布の日以降、その条例の内容や性格に応じて、住民の間にこれに必要な認識が行き渡るのに必要と思われる期間等を考慮して定めることとなります。これは基本的にはこの条例に限らずということでございますけども、ついてはこのような条例改正におきましても、一定の周知期間を設けることとし、切りのよい1月1日を施行日、施行期日としたというところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 周知期間等を設ける条例については、ほとんど4月1日で今回提案をされておるわけでありますけども、そこら辺については、あまりくどくど言いません。ただ、この条例の公布日ですね、幸田町の扱いは議会の議決日をほとんどの場合、条例の公布日としております。ということは12月19日。そういたしますと、それから附則第2項は適用区分をうたわれておるわけでありますけども、それから12月31日までの間に、この選挙が告示される可能性があるのかどうなのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 公布の日から12月31日までの間に告示をされる可能性は、現実的には極めて低いものの、選挙制度上、理論的にはゼロではないということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ゼロではないということでありますけども、限りなくゼロに近い話だと思います。

先ほどの1月1日に、特にその日にしなければならなかつた、そういう理由は本件、考えられないと思いますので、公布の日でもよかつたんじやないかなというふうに思うわけであります。国の上位法等の施行に合わせなあかんとかいうこともないようあります。

ますので、そこら辺、これについてはこれでいいとして、施行の日とするなら附則の第2項は本来なくても、まるきり問題がなかったと思いますし、今後、こういうことが、大したことないかもしれませんけども、やはり精査をしていただきたいと思います。そのように扱っていただくようにお願いをしておきます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御提言ありがとうございます。例規につきましては私の所管の下で例規審査会の審査に上、御提案させていただくわけでございます。今後ともいろんな条例改正、制定等お願いをしてまいる機会が当然ございます。それに当たって、施行日の規定につきましては、十分慎重に検討の上、御提案をさせていただくよう今後も肝に銘じて対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

ここで途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時03分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第58号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤伸一君。

○5番（伊澤伸一君） 第10条で使用料の免除の規定があるわけでございますけども、この想定されるケース、これをお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 第10条におきまして使用料の減免の取扱いとして、町長が特に必要と認めた場合は使用料を免除することができると規定をしております。ここで言う特に必要と認めた場合とは、まずは町長が主催するものであり、具体的には町が主催する各種講座やセミナー、集会等を想定しております。その他の免除を想定するケースといたしましては、地元逆川区やその関係団体が利用する場合であります。そもそも当該施設は土砂災害の警戒区域に位置する逆川農村センターに代わる新たな集会施設、避難所として整備をするという目的からスタートしておるものであるため、逆川区やその関係団体が集会施設として利用する場合は、現農村センターを利用する場合と同様の扱いとすることが望ましいと考えたところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 現農村センターに代わるものということで、区民の方々が利用される場合は免除されるということで、それについては私は何ら異議はないわけでありますが、ただ、農村センターはランニングコストは区がお支払い、負担をされておると思います。この新しい施設のランニングコストはどのようにお考えをされておるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 逆川区の集会施設という機能は有しつつも、公の施設として広く町内外の一般の方の利用に供する施設であるということで、施設の運営に必要となる光熱水費をはじめとするランニングコストにつきましては、本施設につきましては原則として町が負担すべきというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 地区の集会施設については、この二十数万円とか委託料を払って地元が負担をされておるのが、それが今までの扱いであるわけであります。これ以上言うと反対をせないかんとなっちゃうんで、これ以上は言わんわけでありますけども、不公平感を持たれないようにされていかなければいけないと思います。私は、この議案に対しては、やはり危険地域の多いこの地区の方々に、より安全な避難所を造るというその1点で、この議案には賛成をしたいと思うわけでありますけども、ただ、運営については、よくほかとのバランスが著しく損なわれないように考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） この施設の建設に当たって、事業計画、予算等々で今までこの議会におきましてもいろんな御意見をいただきました。その中で、私自身が完成後の維持管理については、他の公共施設、公民館やコミュニティホーム、老人憩の家等々と同様に、町から地元区に対して管理委託をすることによって維持をお願いしていくという答弁をしてまいりました。そのことからすると、今回の御提案はそれとは違う御提案になっておるということは認めざるを得んと思っております。今後ともそういう点におきましては、そういう経過の中で完成、運営されていく施設であるということを肝に銘じながら、町民の御理解をいただくような運営に努めてまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山千代子君。

○8番（丸山千代子君） 先ほどの議論を聞いておりますと、このまちづくり交流拠点施設につきましては、町が全てを管理していくということであります、逆川区の集会施設も兼ねるわけでございます。そこで管理運営というのは、これは町ということでありましたけれども、これ地元と十分な調整が必要だというふうに思うわけであります。鍵の管理等についても、たしか総務教育委員の協議会でもいろいろと問題になってきたかというふうに思うわけでありますけれども、その辺のところはその後どうなったのかお伺いしたいということであります、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 逆川区の集会施設という機能は維持しつつも、公の施設として広く町内外の一般の方の利用にも供していく施設であるということを考えますと、利用申込の受付や利用時の鍵の開閉管理は地元に委託するのではなく、町が主体となって行わない限り、現実的にはうまく回らないであろうというふうに考えております。そういう点におきまして、地元とも相談をさせていただいておるところでございますけども、鍵の開閉管理や利用の点検、清掃を含め、町が外部に業務委託をしたいと考えてお

ります。また、逆川区には合い鍵を貸与しておき、御不自由のないよう配慮していく方向で考えております。また、利用の予約におきましては、一般の方の予約を受け付ける前に、まずは逆川区の御予定をお聞きし、優先的に御利用いただけるような運営をしていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） このまちづくり交流拠点施設につきましては、業務委託をすることでありますけれども、これはどこに業務委託をするのか、決まっていたらお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 現時点でどこという決定的なことは決めておらないわけですけれども、直近で地域性は薄いものの、同様の似たような古民館の事例もございますので、そこら辺のところも参考にしながら考えてまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） なかなか言いにくいようありますけれども、シルバー人材センターということなんでしょうかね。そこでお伺いしたいわけでありますけれども、この施設はもともとは逆川区の農村センターということで、逆川区の集会施設であったわけでございますが、それをこのまちづくり拠点施設ということで整備をしたという事であります。この名称及び位置ということで、アトイがこの議案関係資料の中に記されているわけでございますけれども、この土地につきましては、これはどのようになりましたでしょうか。町の施設でありますので、その辺のところは後々問題のないようにしていくべきだというふうに思うわけでありますけれども、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） この施設を建設しております土地につきましては、もともと幸田土地改良区の所有でございましたけれども、今回の事業計画に御理解をいただいて、町へ寄附を既にしていただいております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 土地改良区の施設ということで町に寄附をされたということで、これは町の所有ということで、これはいつ名義変更をされたんでしょうか、所有権移転といいますか、名義変更されたのか、その日にちをお答えください。

次に、この逆川区との会議等の利用が重ならないように、先に優先的にするということでありました。もともとこの集会施設というのは、地元区におきましてはいろんな倉庫等とか、いろんな例えば子ども会の物があつたりとか、いろいろとした地元が活動する上の物が、やはりいろいろと地元物といいますか、そういうものが保管をする場所にもなっているわけですが、その辺のところ、今度は逆に逆川区が間借りをするというような形になるかというふうに思います。その辺が十分、トラブルにならないようにやっていくべきだというふうに思うんですが、その辺の管理運営もきちっとしていただきたいなというふうに思いますが、その辺のところはどのような調整がされたのか、伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、土地を町に寄附していただいた期日でございますが、申し訳ございません、今手元に持っておりませんので、後ほど御報告をさせていただきます。

それから、御心配をいただいております逆川区固有の利用に当たって、逆に逆川が間借りするような形になるのかということでございますけども、基本的にはお見込みのとおりでございまして、そこら辺につきましては建設・設計の段階から重々地元と調整の上、事業を進めておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、9番、稻吉照夫君の質疑を許します。

9番、稻吉照夫君。

○9番（稻吉照夫君） 私のほうからは、通告してありますけども、1番と2番目は重複しますので省かせていただいて、3番目のほうから。この交流拠点、防災啓発活動として利用するということでお聞きしておりますが、この施設の最大利用人数というのは、どのように想定されているのかお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 実際の利用の用途によっても異なるかと思いますけども、ラウンジ、ミーティングルームをフルに活用した場合、70名程度の利用が可能であるかと思います。また、災害時の避難所として利用する場合には、1人当たり3平米が基本となりますので、それで計算いたしますと50名程度が避難できる想定でございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稻吉君。

○9番（稻吉照夫君） そうしますと私、心配するのは、救急のときの段階の事例もなかつたですけども、駐車場の台数ですね。単純に今70名あるいは避難所としては50名という話だったんですけども、防災啓発活動など町が実施した場合、各区の代表の人を集めても、各行政区23あります。そして、そういった運営、会議等、説明等を含めると、即30人になってしまうという状況が考えられるわけで。それにしては駐車場のスペースはどのように確保しているのか。それで足りるのかどうか、その辺のことをお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 駐車場の御心配をいただきました。敷地内の駐車可能台数は10台程度ということでございます。大人数の御利用の場合には、三、四分歩いていただくことになりますけども、近隣に逆川住民広場がございます。そこに駐車していただいて歩道を通って当施設までお越しいただくということもあり得るかと思います。

○議長（足立初雄君） 9番、稻吉君。

○9番（稻吉照夫君） 近くの住民広場を使ってということではありますけども、その辺のところもあそこの場所からすると、ちょっと離れているかなというふうに思いますけども、そういったところも十分、今後、使用面については管理、実施する参加者にとっても、やはりそれの了解をきちっと取ってほしいなというふうに思います。

また、今、愛称を求めて、愛称を決めてということの話が出ております。あと交流拠

点としては、そういった利用度を上げるために必要かなと思うんですけども、そうした場合に管理人を常駐するような話になってこないかと思うんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（足立初雄君）　総務部長。

○総務部長（志賀光浩君）　管理人の御心配をいただきました。同様の御心配も古民館のほうでも今までいただいておって、私どももそこら辺のところを十分意識した検討もしておりますわけですけども、現時点におきましては、実際の利用の状況に鑑み、より好ましい管理方法を検討してまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君）　9番、稻吉君。

○9番（稻吉照夫君）　その辺のところをしっかりと計画練ってやっていただきたいと思います。

それで、最後、まち・ひと・しごと創生交付金を利用する考え方についてお聞きいたします。

幸田南部まちづくり交流拠点の設置に当たって、最初の利用目的から創生交付金を受けるために利用目的がどんどん膨らんで、地元の利用が不便になるようでは本末転倒ではないかと思います。交付金を利用するのであれば、最初からそういった利用の縛りに沿った中で、地元の使い方等を計画して行うのがよりいいかなと思います。今後も創生事業交付金を利用した事業はまだまだ出てくると思います。最初から計画をしっかりと練っていただいて、事業を起こすべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君）　総務部長。

○総務部長（志賀光浩君）　まずは地方創生交付金を活用した事業を推進するに当たっての叱咤激励のお言葉と受け止めさせていただきます。ありがとうございます。今回の逆川におきます施設整備におきましては、9,000万円からの財源を確保したこと自体につきましては、私ども、大いに自負をしておるところではございますが、議員御指摘のとおり、実施設計を進めておる、それも終盤になってからの当初の目的のほかに、新たな目的を設定せざるを得なくなつたこと。それに伴い、多少なりとも地元逆川区における利用想定に影響が出ること等、謙虚に振り返るべき点もあったかと思っております。

地方創生交付金の活用に当たっては、最初から計画を練ってから事業を起こすべきではとの御提言であります。私も全くそうであるべきと思います。しかしながら、そうであるにしても、厳しい財政状況の中、大きな予算を投じて新たな事業に着手するに当たっては、本来の目的を踏み外さないことを大前提とした上で、その財源を確保すべく、プラスアルファの目的も付随的に追求せざるを得ないということ。本事業の場合で申せば、本町にとっても有益と思われる交流活動の促進、あるいは地域資源を活用し、地域の活性化を図ること。また、そうすべく交流拠点施設として一般公衆の利用に供すること。まさにそれらはある意味、肉を切らせて骨を切るという覚悟を持って、財源確保のためには、ぎりぎりの段階まで粘り強く取り組んでいかざるを得ないと認識しておるところでございます。

最後に、先ほど丸山議員のお尋ねで、当該施設の土地の取得日でございます。令和3年8月24日に取得の登記をしておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 9番、稻吉照夫君の質疑は終わりました。

以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第59号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第60号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤伸一君。

○5番（伊澤伸一君） 本会計には地方債が事業資金としてかなり充てられております。今回、この会計を廃止することにより、地方債の残額が幾らあって、それをどのように扱っていかれるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 令和3年度末の地方債残高は2億7,327万8,000円であります。今後、一般会計で令和13年度までの償還となります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 一般会計で引き取っていくということは分かりました。この関係で、この事業を進めていくに当たって、地区内には多くのこの事業のための先行取得用地がありました。それについて換地計画上、一権利者としての幸田町の権利、従前の権利がどのように担保されておるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 区画整理施行前の町有地は5か所、8筆約5,500平米ありました。これにつきましては第2ロータリー、駐車場とバイク専用駐車場、道路や水路の一部に換地をされているイメージとなります。詳細を説明させていただきますと、幸田町の土地について、従前地につきましては、先ほど申しました約5,500平米ですが、これを売却したものが1,100平米、道水路へ充てたものが約1,100平米、交番用地が約70平米、これらの合計が約2,300平米となります。つまり、行政目的のため換地を受けるべき幸田町の土地は5,500平米から2,300平米を引いた約3,200平米ということになります。

これに対し7街区、県道とJRの間のブロックとなります。ここに駐車場と第2ロータリーとして2,700平米を換地する計画ですので、減歩率約15%となり、地区全体の減歩率17.84%と比較しても特別な不利益は生じておりません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 若干、全体よりも減歩率が低い15%で、大して違いがないよと、こういうことありました。特別この地域の方々に、この先行取得用地が、特別な便宜として知らんとするうちに町有財産が目減りしていっちゃう、そういうことのないようにということで質問をさせていただきました。

以下、ちょっと協議会にここら辺の、先ほど部長がお答えいただいた内容の資料を、協議会というか、この議案が付託される委員会に提出をしていただけたらなと思うわけですが、そのお考えをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 幸田町の土地について、従前と換地、この比較の資料を準備して提出をさせていただきます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第60号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第61号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山千代子君。

○8番（丸山千代子君） 指定管理者の指定についてであります、幸田町障害者地域活動支援センター、今回も引き続き愛恵協会に指定をするという内容でありますけれども、この指定管理の業務の内容に、「みらい」が盛り込まれていないわけであります。建物は後から附属を附帯設備として一体となって廊下でつながっているものでありますので、その辺のところを建物の管理については一体管理していくべきではなかったのかということでありますけれども、その辺を外した理由ということを、きちんと明確にしていただきたいなと思いますが、いかがでしょう。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員おっしゃるとおり、今回の指定管理の業務の内容、こちらのほうの募集要項、それから業務仕様書とともに、「みらい」に関する規定のほうはうたっていないということでございます。建物の一体管理ということにつきましては、やはりこの指定管理者制度というのが基本的には対象となる公の施設の管理を一体管理とすべきというふうには、法の趣旨からは考えておるところでございます。その中で、地方公共団体特有の諸事情、今回は公の施設の目的を効果的に達成できないということであります。そういう意味で、当初目的としてましたショートステイ、これに代わる取扱いをしたいということで、現在、委託という形で「みらい」の運営をしているということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 建物は本来一体で管理をすべきであるわけでございますが、所期の目的が達成されない、そうしたことから別々にするよということであります、しかしながらあの建物は廊下でつながっているわけですね。それを全く別のものとして除外をするという、この辺のところは何ら問題ないのかと思いますが、その辺はどのように明確にするんでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この「みらい」につきましては、当面は指定管理者と同じ法人のほうに委託をするという予定であります。ただ、今、議員がおっしゃったように、適切な状態ではないとも考えておりますので、この指定管理業務に加えられるよう、今回につきましては当面の間はそうではないわけでございますけれども、加えられるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 「みらい」はショートステイとしては位置づけをしていないわけ

であります。この「みらい」の活用を、やっぱり明確にすべきでありますし、その辺のところ、曖昧にしたまま事業を進めていくべきではないと思うわけでありますので、その点についてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この「みらい」につきましては、位置づけといいますと、まずは幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例、こちらのほう、令和3年の1月4日施行ということで、こちらについては、つどいの家とつどい作業所と同様、障害者地域活動支援センターの活動の1つとさせていただいた経過がございます。

それから、管理及び運営に関する規則、こちらのほうも同日施行という形で、「みらい」の利用時間、休業日、業務等の種類等を規定させていただいているところでございます。また、現在、利用しております幸田町宿泊型自立支援事業、こちらにつきましても要項を定めまして、同日施行で施設における定員、提供時間、休業日、対象者利用の申込み等を規定しまして、現在のところ、この宿泊型自立支援事業を行っていると。これを町のほうが委託をしているということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 明確になっているということは分かりました。しかしながら、この「みらい」という施設が、もともとはショートステイという位置づけの中で設置といいますか、つくられたものでございます。そういう点で、この地域活動支援センターの建物に付随をして、そして一体となって利用ができるようになっているわけでございます。ましてやこの「みらい」を運営をしていくといいますか、やっていくのがまた愛恵協会になるわけです。そういう委託業務をしながら、別々の施設としてやっていくこと自体が、本来おかしいと思います。その辺のところを、これをきちんと位置づけをしながら、やっぱり一体となって指定管理していくような内容にしていくべきではないかと思うんですけども、その辺が、例えば経費的な問題ではどうなのかと思うわけですね。この未来の委託、これが幾らになるのか、予算書を見れば分かるわけですが、指定管理の中に含めたものとして、これを一体管理をすると、別々に委託して事業を行うことで、どのように金額的に変わってくるのか、その辺ははじいたことはあるんでしようか、伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 端的に申しますと、宿泊型自立支援事業、こちらのほうの委託費が、たしか1,600万円から1,700万円という形で委託をかけているかと思っております。それで、そのままの今の利用の状況、このままの状況の中で、この自立支援事業をやっていこうというふうにこれが確定したのであれば、この指定管理業務の中に加えて一体で管理をする、こうしたことは当然可能だと思っております。

ただ、ショートステイとして整備した「みらい」は、そうした自立支援施設として、月大体20人程度が利用され安定をされております。今年度からは特別支援学校、こちらのほうへ通っておられる方の体験利用も始めているということで、中高生のいるお母さんたちにつきましては大変魅力を感じておられ、「みらい」を知っていただくとともに

に、利用しやすくするため保護者との意見交換を継続して今行っているところあります。

そんな中で、今後の課題も浮かび上がっておりまして、利用者の登録者数も増加、それから預かり期間の拡大、こうしたもの、今は平日のみでございますけども、それを土曜日も含めるのか、日曜日まで拡大するのか、そういったことがございますので、いろんな期待をいただいている中で、今後の大きく業務内容は変わってくるという、その方向性がまだしっかり位置づけられていないということでございます。

そういったことで、今後、利用者、関係団体、受託事業者との意見交換等を続けて、今回は指定管理を含めておりませんけども、今後の運営方針を決定していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 指定管理の中に含めないで、建物は一応付随をした一体型というふうになるわけでございます。そのような施設がばらばらに管理をしていくということは、やっぱり不自然ではないかなと思うわけであります。

そうした点におきまして、例えばこの「みらい」が全く独立した建物ならば問題はないというふうに思うんですけども、これから土日も開けていくと、利用していくということになるならば、こうした「みらい」についての位置づけを、もっときちんとした位置づけにいかなければならぬのではないかというふうに思うんですが、その辺のところはどうお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの繰り返しとなりますけども、「みらい」をどうしていくかということを、いろんな利用者の期待、関係者の御要望等がございます。そうした声を受け止めまして、今後この運営方針等をしっかりと確定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、1番、田境 肇君の質疑を許します。

1番、田境 肇君。

○1番（田境 肇君） 私からは今、丸山議員からもお話がかなり出まして、御答弁もいただきました。通告の内容に沿って少し確認をさせていただきます。

幸田町障害者地域活動支援センターの事業内容についてであります。ここに記載をしている内容につきましては、障害福祉計画、こちらのほうでは障害福祉サービスの見込量が令和3年度から書かれておりまして、令和5年度に向けて今回の提案であります内容につきましては右肩上がり、徐々に増えているというところであります。こういったところは先ほど部長からも答弁がありましたとおり、利用者のほうから物すごく期待をされている部分だと理解しております。今回、今いろいろと答弁ありましたが、今後の具体的な事業内容について少し確認をさせていただきます。

先ほどの答弁を聞いておりますと、今のところ先ほど言ったショートステイの関係。「みらい」については今後、この指定管理の中に入るよう努力をされるという方向性を聞きました。それから、今、意見交換も継続して行われておるということで、中高生

の親御さんには魅力を出されておる、魅力の声があるというところですし、その一方で課題のほうも、利用者の増加ですとか、預かりの期間をどう拡大していくかというようなところが出ておるということをお伺いしました。運営について、この方針のほうが整備されるということですが、現時点で分かっております具体的な事業内容で取り入れられるような方向性がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの「みらい」の取扱いについては、現時点では宿泊型自立支援事業と、これを現在続けているということで、この事業がさらにいい事業となるように、しっかりと調整をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、先ほどのサービス量の増加ということに関しましては、今回の指定管理につきましては、生活介護、それから就労継続支援B型ということの、このサービス量に関してのことだというふうに認識をしておりまして、この事業が障害者地域活動支援センターで行われているということでございますが、やはりサービスを利用している町内在住の方につきましても、生活介護が2年前に比べますと23人利用者が増えております。それから、就労継続支援B型につきましても、令和2年度98人であったものが、今年度10月末現在で105人という形で、こういった需要も増えているということでございます。

これから具体的にどういうふうにこうした方をしていくかと、手当てしていくかということであるかと思いますけれども、やはり定数というのが決まっておりまして、生活介護就労継続支援B型につきましても、ある程度、もう少し受入れ可能なのかなという点はございますけれども、ほぼほぼいっぱいの状態であるかと思っております。利用者が増加している状況の中で、障害者地域活動支援センターのみでこれを解消していくことは、困難であるということでございます。

そこで、サービスの需要量の増加の解消ということでございますが、つどい作業所に限らず、例えば生活介護も町内ではほかに2事業所あります。それから、就労継続支援B型も同じく2事業所ございますので、こうした町内、それから町外にも事業所がございますので、利用希望者の特性に合った、その町内外の事業所へつなげていくこと、こうしたことが重要であるかと考えておりますので、基幹相談支援センター、相談支援事業所との連絡、調整等を図った上で、こうした方の受入れを可能としていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 育君） 答弁ありがとうございます。内容につきましては理解をしたところでありますので、ぜひ意見交換を続けていただきまして、グレーなところがあると、やはり皆さん、ぼやっとしてまして、方向性が分からなくなるという点も当然出てきますので、そういった点を明確にしていただきながら、よりよいサービスにつながるように運営をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（足立初雄君） 1番、田境 育君の質疑は終わりました。

以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第62号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤伸一君。

○5番（伊澤伸一君） 今日は土地の取得についての議案であります、これについては上物つきの取得であります。土地だけではないわけでありまして、この建物の取得価格、これについては今回、私どもは知る由がないわけであります。これはどのように、当然、取得価格は別途あると思うわけですが、これは幾らで、どのように決められたのかお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回の議案提出に当たりましては、条例の規定に基づきまして取得の予定の土地が1事業として、これ1事業というのは今回対象となる土地が3筆でございます。そして5,000平方メートル以上あることから、議案を土地の取得というふうにさせていただいております。

この取得予定地にある建物がございますが、この土地に存する物件として合わせて取得するということでございまして、ここの議案に載っている金額、この土地の取得の金額の中に全て含まれているということでございます。土地に存します物件につきましては、議案関係資料の中でお示しをさせていただいているということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君。

○5番（伊澤伸一君） 議案関係資料でということありますが、この建物価格がないと思うんですよね。そこについて、土地の価格の中に含まれているということであるということであるわけでありますが、この土地の価格の算定が、土地のみで幾ら、それから建物込みだと幾らとか、そういうふうには分かれてないわけなんでしょうかね、お伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議案関係資料の中には、この建物の概要は示しております。おっしゃいますように価格につきましては、どちらにも示していないということであるかと思います。議案の中の金額につきましては、これは土地の価格ということでございまして、先ほどその中に含まれているというふうに申しましたのは、実質、この土地代のみということで、建物価格は無償ということの考え方の中で表記をしてないということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） かなり新しい建物があるかと思います。当面は取り壊さずに利用していくんだよという建物が、これはまるきりただで取得ということになるわけなんでしょうか。ちょっと違和感があるわけでありますけども。一度お答えいただいたら、あとこれは委員会のほうでお尋ねをいたしますので、改めてもう一回お答えください。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 個人との契約を予定している中では建物はありません。この2つの法人、こちらとの間につきましては建物がやはりあるものですから、この建物

についてもお譲りいただく、そういう話を交渉の中で進めていく中で、土地の算定、これは価格の中で建物もお譲りいただけるということになったものですから、今回、この土地・建物、無償であってもこの議案に載せるべきかどうかということに関しては、選択肢はあったかと思いますが、そういう指摘は受け止めていきたいというふうに思っております。建物については無償との考え方でございます。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 本件につきましては、実は道路用地も合わせて購入ということで、交渉のほうは私のほうが担当しておりますので、若干、説明をさせていただきます。

三菱ケミカル・クリンスイさんの土地につきましては、平米3万5,000円、不動産鑑定に基づく金額を採用しました。これで面積実測値を掛けますと1億9,324万9,000円となるわけですが、こちらには倉庫が建っております。この倉庫につきましては当面は事業活用しますが、将来的には取り壊して、あそこの部分の福祉施策構想を実現したい、このように考えておりましたので、取壊し費用、見積りを2,000万円の見積りを頂きましたので、2,000万円分を差し引いております。ただし、この契約に先立って中の物流システム、こちらのほうは既に撤去をしていただきました。こちらが275万円でありましたので、その分も考慮し、不動産鑑定に基づく土地の売買費用から、将来的に町が負う建物取壊し費用を差し引いた金額となっております。それが1億7,599万9,000円となっております。

もう一方のタナカであります。こちらのほうは土地の単価が2種類ございます。先ほど申しました三菱ケミカル・クリンスイと一画地評価を行いました平米3万5,000円の部分、それとこのタナカの土地のみを不動産鑑定かけました6万1,400円の部分と2種類を使っております。これは実はタナカさんが、こちらの土地を取得された経過に起因をしております。タナカさん、この現場の土地を取得する際に、お二人の方から用地を取得していますが、そのうちの1件は平米6万9,940円という資料を入手しております。これは県道沿いでもあり、当時としてはやむを得ない価格であったかなと思います。交渉の中で6万9,940円で取得した土地を3万5,000円で譲っていただきたいというのは、なかなかうまくいきませんでした。ですので、その取得価格も考慮して1つの単価は3万5,000円、1つの単価は6万1,400円ということで、当時の取得面積を考慮した内容で作成をいたしました。合計でタナカさん5,689万7,326円となるわけですが、ここで1つ先方から申出がありました。建物については将来、幸田町が使うということで、これについては解体費用が発生しませんので、差し引きませんよという条件で進めておったんですが、契約に当たって、法人としての財務処理の関係から、総額はそのままでいいので、土地と建物と分けてもらえないかなという話がありまして、これに基づいた対応をしていこうと考えており、9月議会の補正でもそのようにお願いした経過がございます。

以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ちょっとよく分からん部分もあるわけでありますけども、またちょ

っと委員会で改めてただしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山千代子君。

○8番（丸山千代子君） 大草広野の土地を取得する上で、あの一帯の構想が協議会に示されました。その中で三角地ですね、取得予定地を底辺にして三角地までの交差点付近までのいろんな構想が出され、それから幸田産婦人科の辺一帯もどのようにするかという、そういうような構想だったかというふうに思うわけでありますけれども、それについての活用について、地元への説明はまず行われたのかどうなのか、まず伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） こちら大草広野福祉構想につきましては、まず地元説明でございますけども、昨年の8月に初めて議会協議会の場でこの構想を御説明した後に、9月に説明会を開催し、御理解をいただくようしてきたところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 地元説明の中で何か御意見があったか、その点についてあつたらお答えください。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この説明会の中では、特に反対といった御意見はいただかなかつたということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この地域についての活用については、何ら問題もないということで、取得をされるということあります。そこでお聞きするわけでございますが、先ほども建設部長のほうから答弁があったかというふうに思いますけれども、改めてこの不動産鑑定、それから売買実勢価格、これについての調査されたということでございますので、その結果についてお答えください。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回、3筆のこの取得予定地につきましては、不動産鑑定を行っております。鑑定の中では取引事例を当然のごとく加味をしておりまして、3つの土地の一体的利用、県道と接する点等を考慮した内容となっております。平米当たりの単価につきましては、先ほど建設部長からもあったとおりでございます。個人の土地につきましては平米単価が3万5,000円、それから三菱ケミカル・クリンスイ株式会社、こちらの土地につきましても3万5,000円となるものでございますけれども、先ほどの倉庫の撤去費等々を勘案いたしまして、これを割り返しますと3万2,000

円弱というような単価が出てくるというふうになります。

それから、株式会社タナカにつきましては、この一画地で評価する部分と、それから道路に面した土地でございますので、そうした点。それから、過去の購入された経緯、こうしたものを踏まえまして、3万5,000円と6万1,400円、こうした価格差がございますが、それを勘案してこれを単純に取得額、面積で割り返しますと4万2,000円強といった平米単価が出てまいります。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 売買実勢価格についての調査につきましては、これを行ったかということでございますが、先ほどはこの株式会社タナカの当時の取得単価が示されたわけでありますので、その辺は道路に隣接をするということで示されたわけでありますけれども、近年の売買実勢価格についての調査はされたのかどうかお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 鑑定評価を行いましたけども、この売買実勢価格調査、こうしたものを厳密にやったかというと、これについては私は認識をしていないところでございますが、この不動産鑑定の中でこうした売買実例、こうしたものは当然のごとく勘案された中で、この不動産鑑定の結果が出てくるというふうに認識をしております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この3筆についての単価等も出していただきましたが、先ほどの説明の中では、とても数字が書き写せれませんでした。そこで、この取得する中での明細を出していただけるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この取得額につきましては、面積、取得価格、それから平米単価と、当然これはしっかりとしたものが出るということでございますので、提供のほうをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 委員会までに出していただけるよう、よろしくお願いします。

それから、ここはシルバー人材センターとしての移転先という、あつ、生きがいセンターの移転先ということあります。ここが生きがいセンター、要するにシルバー人材センター等が移転をした後、今現在の横落にある高齢者生きがいセンター、これは令和7年度に原形復旧ということになっているわけでございますけれども、この原形復旧後の借地の終了について、どのように今現在の生きがいセンターの地主の方は、申出について返答されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この借地に関する御質問でございますが、現在、この借地している面積につきましては、昨年度の末現在におきまして3,032平方メートル、地権者数は4名、7筆でございます。このうちこの4人の中で3人というのは御家族の関係で、代表の方が1人で交渉のほうをさせていただいておりますので、まとめると2

口といいますか、2人とのお話し合いということになってございます。お一方につきましては、この移転をする場合、原形復旧で返還をしてほしいという意向を示されております。ただ、売却の意向はなしということあります。もう一方につきましては、この方は7筆のうちの1筆を所有されている方でございますけども、電話等で遠方でございますので確認をさせていただきました。売却の意向はなしということで、いつまで借地料が得られるかの確認を受けております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） はい、分かりました。現在の横落にある高齢者生きがいセンターにつきましては原形復旧をして、一応、借地解消ということで理解をして質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第62号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第64号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤伸一君。

○5番（伊澤伸一君） 端的に質問して議事進行に協力させていただきます。

歳入で法人税は大手の予定納税がなかったと、そういう説明で減額をされております。

その他の法人は大丈夫か、それをまずお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 今回、法人町民税の法人税割につきまして、2億3,000万円の減額補正をお願いしておりますけども、この主な理由として、大手企業の予定申告がなかったためと説明をさせていただいております。法人町民税につきましては、上半期分の実績を踏まえ、昨年度の納付実績の上位30社ほどの状況を参考に、年度末の状況を見込んで補正をさせていただいております。今回の場合は、大手企業単体での減額分として2億5,000万円の減、その他法人分につきましては、上半期の実績で既に予算額の8割を超えておりまして、これに上位30社の下半期の見込みを加えますと2,000万円程度増になるということを見込まれておりますので、この差引きにおいて2億3,000万円の減額補正をお願いしておるところでございます。

御質問いただきましたほかの法人は大丈夫なのかということありますけども、今回、大手企業の減額につきましても、税務申告上の調整による特殊な事情によるものであります、業績自体は好調であると伺っております。他の法人についても、上位30社をはじめ、総じて増傾向であるということから、これは私の感覚としては、最終的にはまだまだ上振れがあるかなと思って見ております。今回の減額としては大きな金額のマイナスではありますけども、法人の業績の方向という点でいけば、現時点では大丈夫であろうと思っておるところであります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 安心をいたしました。

次に、ふるさと納税についてであります。このふるさと納税については、寄附額の半額を経費として確保するために、歳入はどうしてもその倍、計上しなければならない。

そういう構造になっておるのが今回の補正だと思います。これについては、もしこの予定どおり入ってこなかった場合、大幅な歳入欠陥が生じるわけであります。今回の場合でも、本来、3億円の歳出補正をすれば、歳入歳出3億円ずつ補正をすれば、空財源になる心配というのではないと思うわけであります。そういう部分については、財政調整基金に一回積むとか、そういうような形で、最後に蓋を開けてみたら、この一般財源で何でも使えるお金のような形で、残りの3億円を使っちゃうというのは、もし入ってこなかった場合、大変なことになりますので、そういうふうな財政調整基金等で一度温めて、安定財源となってから使うような、そういうような仕組みにされたほうがアップダウンの少ない財政運営ができるんじゃないか、そのように思いますので、お考えをお伺いいたしました。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の補正予算によりまして、ふるさと寄附金の歳入予算を6億円歳入のほうを追加をいたしまして、補正後の予算額34億円といたしております。上半期の実績等これから年末にかけての需要を勘案いたしまして、寄附金収入を見込んだことにより、歳入の追加と合わせて、歳出も3億円を追加させていただきました。

基本的にこの計上ですが、議員おっしゃられたとおりふるさと納税に関する歳出予算ですが、歳入の見込みを立てた上で、その半額を計上しております。歳入の欠陥が起きないよう、制度の動向ですか、情勢に細心の注意を払って積算をしているところでございますが、今回この12月に年度の後半に差しかかって寄附金が想定を上回るような状況が認められると、こういった場合に、経費に対する支出不能に陥らぬよう、歳出確保するために、こういった部分で補正をしたということでございます。補正予算の計上をさせていただきました。

このふるさと寄附金でございますが、現在、財政運営に欠くことのできない状況になっています。これまでの財政調整基金の必要額が30億円ということで積立てをしてまいりましたけれども、過去に15億円から20億円程度の減収、法人町民税等の減収があったということも踏まえましてございます。令和元年度に31億円ありました財政調整基金の残高が、新型コロナウイルス感染症等によりまして、令和2年度は大きく減少しております。このふるさと納税が好調なときに、この寄附金ですが、好調なうちにこの30億円の財政調整基金の確保を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 私が申し上げておるのは、財政調整基金なり目的基金でもいいわけですが、収入の半分はふるさと納税の直接経費、残りの半分はあぶく銭のような、あぶく銭と言っちゃいかんんですけど、のような浮沈があった場合、影響のないように3億円は返礼品、3億円は基金に積むというときに、歳入欠陥があった場合、基金に積む分が減るだけですので、財政運営上、新たな財源探しをしなくても済む。だから、そういうふうな安定した、担当者としては歳出をたくさん、当然、確保しとかんと、足らんくなったら困っちゃうんで、当然、1万円でも多く計上したいとこだと思います。そういうことになると、今のやり方ですと、上乗せした部分が、下手をすると収入が得られない、そういうことになりかねませんので、先ほども申し上げましたが、不確定な部分

について、取りあえず基金に積んでおくような形なら、財政上、困ることがないかななどという提案ですので、またよろしくお願ひします。

次に、歳出のほうで、総務費の情報システム運営事業で、職員採用でパソコンが不足するということで説明がありました。職員が何人増える予定なのか、またこれは定数上の問題もあるうかと思いますが、そこら辺のお考えをお伺いいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） パソコン購入に伴います歳出の予算の関係でございますけども、お尋ねの件につきましては職員数の関係でございますので、私の方から答弁をさせていただきます。

令和5年4月1日採用の職員採用試験の結果につきましては、11月22日に合計21人に内定の通知を発送させていただきましたが、そのほかの人事に関する内容につきましては、現時点では詳細を申し上げることができませんので、これ以上のことは御勘弁をいただきたいと思います。なお、今年度も採用予定者数に近い人数の退職があることを把握しており、逆にそれを見越した上で、なおかつ定数をにらみながらの内定を出しておるところでございます。したがいまして、議員御心配の定数上の問題につきましては、それを超えることがないよう配慮いたしております。今後も任命権者ごとの定数を超えないよう、適正な職員数の管理をしてまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 職員採用でパソコンが不足すると、こういう説明であったかと思いますので、私はちょっと心配をして、定数が増えるのじゃないかという心配をしたわけでありますので、そこら辺は、私の聞き方が悪かったのかもしれません、しっかりした説明をこれから努めていただきたいと思います。

それから、民生費の障害者福祉事業、それとエネルギー関連の資料について要求しましたところ、本日出していただけました。こちらについては、エネルギー関連については全庁にわたることでありますので、委員会でも質疑をしたいと思うわけでありますけど、総務関連のところにも若干触れることになるかもしれませんけど、どなたかがお答えできるように、お心構えはしておいていただきたいと思います。あとは委員会で資料を見て質問させていただきますので、以上で終わります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山千代子君。

○8番（丸山千代子君） まず、歳入の中のデジタル基盤改革支援補助金についてお聞きしたいと思います。

これはシステムの標準化に対して共通化に係る事業だよという説明がありました。その中でオンライン手続の推進化等に係るもんだということであります、なぜこれが諸収入に組み替えたのかということであります。大体、補助金というのは目的があるもので、その点について、なぜ諸収入に、いわゆる雑入になったのか。歳出のほうを見ますと、この特定財源の中でデジタル費に、これは489万3,000円は入っているわけでございますが、その点について組み替えた理由をお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） デジタル基盤改革支援補助金につきましてでございますけれども、こちらのほうは自治体オンライン手続推進事業、それと自治体システムの標準化、共通化に係る補助金でございます。こちらは当初、国の補助金で予算を計上させていただいておりましたけれども、国のほうの方針で、地方公共団体が複数年にわたって計画的にこのデジタル化を進めていくことが可能になるように、国から地方公共団体情報システム、J-LISと呼ばれていますけれども、こちらのほうに国から補助金を出し基金を造成し、自治体に補助金が交付をされる仕組みを取ったことでございますので、直接国から国の補助金として歳入をするということでは変更になったものですから、それで今回、雑入のほうに計上させていただいたことでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 国が国庫補助金ではなくて、別の組織をつくって、そしてそこから補助金として出すということで、雑入としてくるということでありますので、そうしますとこれは自治体デジタル化推進ということで、どんどんこのような状況が続いていくというようなことなんでしょうか。これは自治体DX化に向けての布石ということですか、どのような内容になるのか再度お尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） まず、1つ目ですけれども、自治体オンライン手続推進事業というものがございます。こちらのほうは自治体がマイナポータルと基幹システムオンライン接続を計画的または安定的に実施をして、住民の利便性の向上と、それから地方公共団体の行政運営の効率化を図るものでございます。

もう1点でございますが、自治体システムの標準化・共通化、こちらのほうでございますが、令和7年度、2025年度までに地方公共団体がクラウドサービス関連事業を活用しまして提供される標準準拠システム、こちらが策定する基準に適合した情報システムでございますが、こちらへの令和7年度までに計画的で円滑な移行を図り、住民の利便性の向上と自治体、行政運営の効率化を早期に図るものということで、システムを標準化してまいるものでございます。この2点について、年度が令和7年度までということで進めております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） なかなかちょっと聞き取れなくて、理解が分からぬわけありますが、要するに今まで、これは国の補助金ということで、国・県のほうからということの内容の仕分けになるわけですけれども、この特定財源がその他の部類に入っているということは、これは直接国からではないわけですので、これJ-LISのほうから入ってくるという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 国のほうからではなく、国から地方公共団体情報システム機構、J-LISへ補助金を支出いたしまして、J-LISのほうで基金をつくり、そちらから自治体のほうに交付をされる仕組みというふうに変わりましたので、歳入の科目

を国庫補助金から雑入に変更しております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） はい、分かりました。

次に、35款についてお尋ねしたいと思います。

これにつきましては、農業者への支援はどうなるのか。配分についてお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、個々の農家の申請、補助金経由といたしまして、取りまとめをする団体としては、主にはJAあいち三河ということになります。農業者の支援といたしましては、肥料価格の高騰による影響緩和のため、農家の購入肥料費に対して補助するというものであります。具体的には各農家の今年度分を対象といたしまして、前年度から増加した肥料の上昇分について、国が70%、県が15%、合計85%がまず補助されます。残りの15%が個人負担ということになるわけですが、この個人負担分の半分になる15%の半分7.5%を町にて上乗せ補助するという補正内容になっております。

そして、今回の町補助金につきましては、取りまとめ団体であるということで、町から一旦JAに支払われ、そこから実績に基づいて各農家へ配分されるという制度でございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 個人が購入する肥料の分について、これは個々に実績に応じて、後からJAから換金をするという、そういう内容になるのか、実際どうなのか。肥料分が安くなるのか、その辺がちょっとよく分からぬわけありますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） これは実績ということになりますので、農協を通じて、この全て国も県もいろいろあるわけでございますが、取りあえず町の今回の補正分につきましては、農協を経由して実績に応じて払うという形になります。ただ、これから使う分も対象になりますので、今年度ということですので、秋に肥料をやって、あと春の肥料ということもありますので、これから分もありますので、そういったところを見て行っていくということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） これは対象農家数は何件あるのかお尋ねします。

次に、同じくこれは畜産業費なんでありますけれども、配合飼料についての支援であります。ここにも7.5%って書いてありますが、これについても畜産業者が何件あるのかお尋ねすることありますが、またこれは直接なのか、JAなのか、どうなるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、肥料のほうですけど、これは一応200人を対象と想定しております。

次に、飼料のほうですが、こちらはまず加入者数ということで、これは配合飼料価格安定制度の加入者数としては5名ということあります。畜産組合としては11名おるわけですが、こちらのほうの加入者数は5名ということになっております。

あと、町の補助金の流れとしては、これはこちらのほうは町から畜産農家へ直接払う形を取るということあります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 畜産業の方は、この配合飼料を買っている畜産農家ということでありますので、その点につきましては、きちっと対象補助金の申請がうまくいくようやっていただきたいなということありますが、それは申請主義なのか、それともこれは直接分かっている部分に対しての通知があるのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） こちらは一応、県のほうが保有している資料、データがありますので、それをもって県のほうも直接申請なしで畜産農家のほうへ払うということになっています。その畜産農家のほうのそういうった資料に基づいて、町につきましても県の資料に基づき、畜産農家へ直接払うと、そういう形を取るということで考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野千代子君。

○12番（水野千代子君） まず、歳入についてお伺いをいたします。

衛生費、県の補助金でがん患者アピアランスケア支援事業補助金が20万円、歳入のほうで入っております。今回の県の補助事業として上程をされているところでございます。本町では、この補助事業は既に今年の4月1日以降の購入費から補助をしているというふうに思います。さきの私の一般質問で、がん患者の支援についてお聞きしたときに、アピアランスケア事業は11件の補助申請があったとお聞きをいたしました。購入費の2分の1の補助ですが、ウイッグとか胸部補正具のそれぞれの補助件数、補助額をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 本町では、今年度、がん患者アピアランスケア支援事業実施要項を制定し、がん治療による外見変貌を補完する補正具を、令和4年4月1日以降に購入した方へ支援を行っております。令和4年11月30日現在での補助金の申請数は11件であります。この11件の内訳は、頭部補正具が8件、胸部補正具が3件であり、1件当たりの補助金額はいずれも上限の2万円となっております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。頭部の補正具、ウイッグとか帽子でございますが、これが8件で、胸部のほうが3件ということでございます。補助額は22万円ということで、いずれも上限いっぱいの補正額があるということで、1つ1つの補正が高額であったということが分かるかというふうに思います。

支援事業の補助金額がスタートしたことでの喜びの声とか、いろんな声がありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 補助金申請書を提出される際に、2万円でも補助があれば助かるという声は頂いております。それ以外には、今のところ御意見、御要望などは頂いておらないところであります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 補助があるということで、喜びの声があったということでございます。具体的なものはなかったということでございます。

次に、歳出についてお伺いをいたします。

社会福祉総務費の障害者福祉事業4,320万円についてお聞きをいたします。これは自立支援給付費が1,560万円、障害児通所給付費等が2,760万円でございます。グループホームへの介護給付費が1,200万円。就労継続支援A型の訓練等給付費が360万円。児童発達支援放課後デイサービスの障害児通所給付費等が2,760万円などの増額というふうで説明を受けたわけでございますが、今回の補正のそれぞれの内容の詳細をお聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） このたびの補正予算でございます。障害者福祉サービスとしてのグループホームと就労継続支援のA、それから障害児の福祉サービスとしての児童発達支援、放課後等デイサービス、こちらのほうの給付費が町内外にかかわらず増額をしていると。利用者が増加しているということによるものでございます。

大きな要因を申し上げます。まず、グループホームでございますが、このグループホーム、町内に限りますと3事業所ございます。今年になりまして7月、深溝の矢崎地内にオープンしたグループホームあい、これが定員が6人、全て女性の利用となっておりますが、この利用によるものが大きく占めておりまして、9か月の総額として500万円程度を見込んでいるというものでございます。

次に、就労継続支援A型、こちらは町内においては1事業所のみでございますが、深溝字丸ノ内地内にありますハッピネス・ランド、こちらは利用者2人に変わりはございませんけども、町外事業所、こちらが今、手元にある資料では10月末現在で13事業所ございますが、こちらの利用増が見込まれているというものでございます。

それから、障害児の福祉サービスのうち児童発達支援、これ町内では2事業所では相見字越丸地内の「くくる」、この事業所におきましては定員枠を拡大した状況がありまして、今年6月に5人から10人、それから8月になりまして10人から15人と定員枠を増やしているということでございまして、児童発達支援分として750万円程度、さらには来春、年明けに大草地内、幸田産婦人科の跡地でございますが、ここに施設の開設が新たに予定されているとの情報がありまして、利用増加が見込まれるというものであります。

最後に、放課後等デイサービスでございます。こちらにつきましては町内8事業所ありますが、さきの相見地内の「くくる」、こちらの定員枠の一時的な拡大、これは6月

と7月のみ5人から10人に拡大をしたということで、この增加分と、その他施設における利用増を見込んだものであります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） たくさん事業所を言われたわけでございます。これをお聞きいたしますと、障害者福祉事業がいかに今後増えてくるのかというのが、よく分かるかというふうに思うわけでございます。特に介護もそうでございますが、子どもたちの発達支援だと、放課後デイサービスもかなりの人数が増えてくるのかなというふうに思います。今の事業所で定員を拡大していっていただいたということは、本当に感謝するところでございますが、今後も施設が増えるという予測もあるようでございますので、この事業に関しては、今後も増大してくるのではないかというふうに思うところでございます。

町内在住の児童発達支援者数と放課後デイサービスを利用している児童というのは何人ぐらいおられるのか。また、町内の施設や希望する施設を利用していることができるかをお聞かせ願いたいというふうに思います。先ほどの話は町外の事業所もあるということございますので、そちらの利用者もあるかというふうに思いますが、希望する施設を利用できているかどうかということも、併せてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） サービスのほうを利用している障害児サービスですね、町内在住の児童数につきましては年々増加をしております。児童発達支援サービスの利用児童の実人数でございます。令和2年が58人、令和3年が78人、そして今年、途中ではございますが10月の末現在93人ということで増加しております。それから、放課後等デイサービスの利用児童の実人数は、令和2年が121人、令和3年が144人、そして今年10月末は207人ということで大きく増加をしている状況でございます。

これに対して希望される施設の受入れということでございますけども、今のところ特段、大きな問合せ、苦情等はないと聞いておりまして、相談に対してはしっかりと各施設につなげられている、町内外の施設につなげられているというふうに認識をしております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。児童発達支援サービスの利用の実人数は、令和2年度から約倍弱は増加をしているということで、放課後等のデイサービスの利用の実人数も、令和2年度は121人であったのが、今年の10月末では207人ということで、約倍まではいっておりませんが、それぐらいこの3年で増えているということが、実態が分かったところでございます。今のところ問合せとか苦情等は、それぞれの施設につなげているということでございます。希望する施設で、希望する福祉サービスを利用できるように、それぞれのお声を聞いて、配慮をお願いしたいというふうに思うわけでございます。増加している分だけの配慮が必要かなというふうに思うわけでありますので、その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの議案に関係する答弁もさせていただきましたとおり、福祉サービス提供に当たりましては、利用希望者の特性に合ったサービスを提供する必要があります。それに基づきまして、町内外の事業所へしっかりとつなげていくことが先決であるというふうに考えておりまして、そのためにも基幹相談センター、相談支援事業所との連絡調整を密にしまして、利用者が希望するサービスを利用できるよう、支援を行っていきたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） よろしくお願ひをしたいというふうに思います。

次に、保健衛生総務費、救急医療対策事業 760万3,000円が救急医療対策事業負担金ということで、夜間の診療所運営維持加算分であるということで、説明ではコロナ禍で医師会の夜間受診が減少し、運営が厳しいから負担金をということでございます。その経緯の詳細をお聞かせ願いたいというふうに思います。そして、また過去にも負担金があったかお聞かせをください。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 救急医療体制運営費のうち、夜間急病診療所運営費については、365日、夜間に開所という特性から人件費が高くなること、また、一次救急医療機関という特性から、最小限の検査や薬剤処方となっており、診療報酬収入が少なく、通常の医療機関のように診療報酬のみでの運営は困難であるため、過去の受診者数を基に平均的に得られる診療報酬と開所に必要な固定費を算定し、運営補助基準単価を定めておるところであります。

また、当初予算編成時においては、新型コロナウイルス感染症拡大が医療機関受診者数に及ぼす影響について、十分に見通せる状態ではなかったため、過去の受診者数平均を基に負担金の算定を行い、運営補助基準単価をベースとした予算計上とし、大幅な増額計上は行っておりません。しかしながら、今年度においても新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けて受診者数の減少は続き、診療報酬も大きく減少となっております。そのため、今年度上半期の実績を基に年間受診者数を想定し、延期や削減等が可能な支出の精査と診療報酬収入の見込みを算定した上で、今回の補正予算計上を行っております。近年では、令和2年度に同様の追加負担金の補正をお願いしています。

なお、岡崎市が補助金として岡崎市医師会に支払いをしますので、本町は岡崎市が支払った金額の一部を負担金として岡崎市に支払うものであります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。ここは夜間の救急の診療ということと、あとまた365日ということでございますので、普通の病院とは違うかなというのは分かるわけでございます。近年では令和2年度にも同様の追加負担金の補正を行ったということございます。岡崎市と幸田町の負担割合をまずお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 負担割合については、令和4年度当初予算を積算するときに用いた令和3年10月1日を基準日として人口比率で算出し、岡崎市90.

0 %、幸田町 10.0 % であります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。幸田町が 10 % で岡崎市が 90 % ということでございます。90 % といいますと、掛けると 7,000 万円弱ぐらいでいくのかなというふうに思います。岡崎市の医師会の受付は、夜の 7 時半から 10 時半までで、診療時間は午後の 8 時から 11 時でございます。それぞの、もし分かりましたら受診者数をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 受診者数のコロナ前からの推移では、平成 30 年度が 1 万 2,609 人、令和元年度 1 万 1,367 人、令和 2 年度 4,314 人、令和 3 年度 4,789 人、令和 4 年度については 9 月末までの人数で 2,762 人であります。年間では 4,900 人から 5,000 人ほどを見込んでおります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。コロナになってから、かなりの人数、半数以下の人数で受診があったということでございます。今年度につきましても 5,000 人を切るのではないかなというふうに思うわけでございます。この中で幸田町が何人ぐらい行っているかというのは分からぬわけでございますが、5,000 人からすると 500 人ぐらいは行っているのかなというふうに考えます。

それで、緊急で救急車で搬送されたときは別でありますが、終日の時間帯で受診ができる二次救急医療機関もあります。一定の条件はありますが、藤田医科大学の岡崎医療センターほか 3 病院がございます。町民は今までより安心していると思いますが、岡崎市医師会への負担金というの、今後もあるかどうかというのをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、最後にもう 1 点でございますが、岡崎市医師会では岡崎歯科総合センターで休日夜間診療も行っております。今回のコロナ禍での影響額というのはあるのか。その辺についても本町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 二次救急病院は宇野病院、岡崎南病院、愛知医科大学メディカルセンター、藤田医科大学岡崎医療センターの 4 院あります。基本的に症状が入院・手術が必要な患者の受入れとなっており、一次救急では症状が軽症、帰宅できる程度の患者としておるところであります。仮にこの夜間急病診療所運営費補助をやめ運営中止の場合、考えられる影響としては、二次、三次救急医療機関への軽度患者の増加、重篤・重症患者への対応の遅れ、住民の不安増加が懸念をされるところであります。緊急時に安心して受診できる体制を維持するために、一次救急の夜間急病診療所の運営を維持し、住民が安心できる受診体制を続けるために、今後も診療所の運営維持のために費用を負担してまいります。

次に、歯科における休日夜間運営について、岡崎歯科医師会が平日・夜間午後 8 時から 11 時まで、休日は午前 9 時から正午までと午後 1 時から 4 時まで、岡崎歯科総合センターで開設をしております。コロナ禍による受診者数の落ち込みや総事業費が医師会

の夜間急病診療所ほどないことから、当初予算計上の範囲内での対応としておるところであります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、15番、藤江徹君の質疑を許します。

15番、藤江徹君。

○15番（藤江徹君） 歳出のほうの55款25項、このところで各公共施設、これで言いますと25款ですと中央公民館、それから郷土資料館、さくら会館とございますが、エネルギー価格への高騰ということで、当初予算費で物すごい値上がりが上がってい、これに対する、どうしても管理できないということから、これが今回の補正に挙げられてますけども、一般家庭の場合ですと、財源の持っていきようがないから何とかしようということで対応すると、要は省エネ活動を一般家庭はやります。企業等も全く同様です。明らかに直接費として、これは利益に影響が直接出てきますので、これもかなり強い省エネ活動を行おうと。一例で言えば、この議場の照明も手元でここでどれだけの照度があるかということをやった上、効率上、この作業に当たっての効率上問題ない照度まで落とす作戦を組んで、どうやって省エネしていくか。そういうようなことをやっていきます。

したがって、そういう活動をまずありきでやって、その後に不足分について、どうにも対応できないから、さらにその後、差額について今回こういう場合ですと予算計上しなきゃいけない。ただし、あくまでも公共施設なんで、これに対して無理な省エネ活動をすると、逆に利用される町民から苦情が出る、もしくは不評が出るということが出てきますので、町民の方々が、ここまではしょうがないな、値が上がったから許せるなというところまでは、何とか省エネ活動をやった上で、こういう申請があるべきだというふうに私は考えます。

そこでお聞きします。各施設において、そういう省エネ活動が行われているかどうか。もし行われているんでしたら、その内容について御説明いただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回の補正につきまして、議員御質問のとおり、省エネ活動というものをやってからの補正であるべきという御意見でございます。私どもといたしましては、議員の御質問のとおりに、一般の町民が利用する施設であるということを踏まえ、やはり利便性の向上を図るように常々考えておるところでございます。そういうことから、極端な省エネ活動というのは、なかなかやりにくい部分がございますけれども、今、私どものやっておる対策といたしましては、中央公民館の事務室でありますとか、郷土資料館の展示室、さくら会館のエントランス等、常時照明を点灯している部分、こういった部分については照明器具を優先的にLEDに変換を進めておるところでございます。また、中央公民館の廊下、通路等につきましては、利用者の利便性が下がらない程度に間引きをするなどして照度を落とすというような、そういう対策を行っておるところでございます。郷土資料館の文化財の保存に関しては、やはり文化財の性格上、一定の空調による温湿度の管理が必要となるところから、なかなか思うようには行きま

せんけれども、各施設の管理人が必要でなくなった部屋の照明、エアコン等を消すなどした対応を徹底するように心がけているところでございます。

○議長（足立初雄君） 15番、藤江君。

○15番（藤江 徹君） ありがとうございます。皆さん、結構いろいろ努力されているなということが分かります。

あわせて今度30項のほうの社会体育施設、これ一括して社会体育施設というふうに記載してありますけども、その施設の内訳と、皆さんに行われている省エネ活動、どんなことをやられているかどうかということについて、お聞きいたします。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 保健体育費の社会体育施設の内訳でございますが、坂崎運動場、とばね運動場、大日蔭運動場、深溝運動場、豊坂庭球場、文化広場庭球場、弓道場の7施設となります。

省エネ活動につきましては、基本的にはナイターを使うような、こういった照明施設のあるこの施設、これが一番電気を食うわけでございまして、坂崎運動場、とばね運動場、豊坂庭球場のこの3施設ございます。このナイター照明につきましては、照明の点灯、消灯については、あらかじめ設定したタイマーで行っておるわけでございまして、これはシルバー人材センターに委託して行っておるものでございます。やはり予約して事前に設定するわけでございますが、雨天とか利用者の都合によって、利用しなくなつたと連絡を受けることがございます。そういう場合につきましては、直ちにシルバー人材センターのほうへ連絡をいたしまして、タイマーの設定を切るように、そういう委託をしておるところでございます。こういったことを心がけることによって、若干の節電につながるんではないかと考えておる次第でございます。

坂崎運動場、とばね運動場等ナイター照明がある施設、平日・休日とも利用率非常に高く、町民に喜ばれている施設でございますので、施設の特性上、この省エネ活動については限界があると感じております。将来的にはLED化も含めて、また投資を必要としますが、これをお願いしていくことになろうかと考えております。

○議長（足立初雄君） 15番、藤江君。

○15番（藤江 徹君） ありがとうございます。今、若干と言われましたけども、大体こういったものは1円1円の積み重ねというふうに私は思ってますので、今後とも継続、ぜひその省エネという観点を管理者の方々と併せて一緒に検討方々、少しでも税の歳出を減らしていくという方法を継続的に検討、実施をお願いしまして質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 15番、藤江 徹君の質疑は終わりました。

次に、1番、田境 育君の質疑を許します。

1番、田境 育君。

○1番（田境 育君） 私のほうからは1点質問があつたんですが、先ほど、丸山議員への答弁で、大分、根拠の件は分かりました。なので、1点だけ確認をさせていただきます。

7.5%の根拠については、先ほどの答弁では国と県で全体の85%、これは増加分の85%で、個人がもともと15%を負担するところを7.5%を町が負担するので、結果として個人は7.5%が上限で負担をすればいいということですと、100万円に

対して7万5,000円で済むということだと思います。

こういった状況でありますので、これ7.5%の補助というのは、町が完全に独自でやっていることなのかどうか。ほかの近隣の市町でのこのような対応状況がもし分かれば確認をさせてください。よろしくお願ひします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） この補助額で過不足ないのかということで、ほかのところといいますか、上級機関ですとか国・県はどうだという御質問かと思います。こちらのほうは、今、丸山議員からも御質問がありました。田境議員もおっしゃっていただいたように、国・県で85%、残り15%を町と個人で半々にして7.5%ということで補助するということあります。近隣のほうも確認いたしまして、この額については近隣とほぼ同額ということで、妥当かなというふうに考えております。

次に、飼料、餌のほうですね、こちらのほうは国の算定した今年の価格上昇分としては、トン当たり1万1,401円というふうになっております。その中で、県のほうが9,750円を補助いたします。そうすると、これが残りが1,651円ということで、それを半分しますと、折半しますと、切りのいい数字として850円程度、これで一応予算のほうは見積もっておるということでございます。そうすると、トン当たり1,651円から850円を引いた残りが個人負担ということで計算しております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 中身につきましてはよく分かりました。ぜひ、影響のあるところについては、行政としてしっかりやるべきところはきちんとやっていただきて、めり張りをつけたことが必要だと思いますので、支援のほうをまた引き続きお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（足立初雄君） 1番、田境 毅君の質疑は終わりました。

以上で、第64号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第65号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第65号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第66号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第66号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ただいま一括議題となっております第54号議案から第62号議案までの9件及び第64号議案から第66号議案までの3件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を、来る12月18日までに取りまとめ、12月19日の本会議で報告をお願いします。

委員会の会場はお手元に配付のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

ここで日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、12月8日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって、12月8日の本会議は休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、12月8日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会といたします。

次回は、12月19日、月曜日、午前9時から会議を再開いたしますのでよろしくお願ひいたします。

本日は長時間、御苦労さまでございました。ありがとうございました。

散会 午後 0時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和4年12月7日

議長

議員

議員